

広報かどま 8（2026）年 9 月号

訪問買取にご注意ください

不用品買い取りの店舗や、電話勧誘、訪問買取が増えています。不用品を捨てるのではなく、再利用されることは良いことですが、中には悪質な業者が存在します。

- ① 買取業者は、事前に訪問の目的を告げることなく、突然消費者宅を訪問することを禁止されています。突然訪ねてくるような業者には、対応せずきっぱりと断りましょう。
- ② 買取業者が、訪問の承諾を受けた消費者宅を訪問した時には、身分証明書の提示をすることになっていますが、偽の身分証明書であったというケースがありました。訪問買取はクーリングオフの対象になっているので、契約しても 8 日間はクーリングオフが可能です。偽の身分証明書だと、連絡もつかず泣き寝入りするしかありません。

その他、希望しない商品の売却を求められたり、クーリングオフを妨害されるようなケースもあります。業者との間でトラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターにご相談ください。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249